東保発第3353号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年１１月２９日

村内介護保険事業所　御中

東海村長　　山　田　　修

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

事故発生時の事故報告書の提出および事業所やサービス利用者の家族への情報共有の徹底について（通知）

日頃より，当村の介護保険事業にご理解，ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

事故報告書については，「介護保険法第23条」，「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第37条」および「介護保険事業者における事故発生時等の報告の取扱いについて（平成18年3月30日茨城県保健福祉部長通知）」(以下，「茨城県通知」という)の規定より，介護保険事業者においては事故発生時等には東海村保険課へ事故報告書を提出していただくことになっております。

今般，厚生労働省から発出された通知「介護保険施設等における事故の報告様式等について（厚生労働省老健局高齢者支援課長，認知症施策・地域介護推進課長，老人保健課長）（老高発1129第1号，老認発1129第1号，老老発1129第1号）」を受けて，東海村から発出した通知「事故発生時の事故報告書の提出および事業所やサービス利用者の家族への情報共有の徹底について（通知）（東高発第449号）」を下記のとおりとしますので，ご承知おきください。

記

１．茨城県通知の第2の１（１）のアでは，事故等については，「比較的軽度な擦過傷や打撲など日常生活に大きな支障がない者を除く」とありますが，市町村への報告義務がない場合でも，事業所内の情報共有や，家族への報告を速やかにしていただき，利用者及び家族とのトラブルが発生しないようにお願いします。

２．茨城県通知の第2の１（１）のアでは，事故等については，「比較的軽度な擦過傷や打撲など日常生活に大きな支障がない者を除く」は，医療機関を受診した場合は事故等に含まれることとし，事故報告書の提出義務がありますので，ご注意ください。なお，事故の範囲については次頁のとおりとします。

３．茨城県通知の第2の３において「事故が発生した場合は，速やかに家族に連絡するとともに市町村に報告する。」とありますが，ここでいう速やかのおおむねの目安としては家族へは当日中，東海村へは3営業日以内としてください。

４．茨城県通知の第２の３の（１）にある「緊急性の高いものは，電話又はファックス等により事故等発生の第一報の連絡を行い，その後速やかに報告書を提出する」とありますが，この場合の第一報の報告は，事故発生時間が，東海村役場開庁時間内においては当日中，東海村役場閉庁時間内に発生したものについては東海村役場の翌開庁日に報告してください。

＜報告を要する事故の範囲＞

報告すべき事故の範囲は，次の各号に掲げるものとする。なお，報告すべき事故は，事業者の過失の有無は問わず，利用者等の自己過失及び第三者によるものを含む。

（１）利用者に対する介護サービス又は宿泊サービスの提供に伴い発生した次の負傷事故

ア　医師の保険診療を要したもの

イ　医師の保健診療を要しないが負傷により利用者の家族等から苦情が出ているもの

（２）利用者に対する介護サービス又は宿泊サービスの提供に伴い発生した死亡事故

（３）利用者に対する介護サービス又は宿泊サービスの提供中に所在が不明となり，警察に捜索願が出されたもの

（４）利用者に対する介護サービス又は宿泊サービスの提供などの業務遂行により発生又は請求された損害賠償事故

（５）食中毒及び感染症等で法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由が発生したもの

（６）職員（従業者）の犯罪，法令違反又は不祥事等により利用者等の処遇に影響があるもの

（７）震災、風水害又は火災等の災害によりサービスの提供に影響があるもの

（８）その他

東海村が報告を必要と判断した事故

＜提出書類＞

　厚生労働省が定める様式のみとする。

＜提出方法＞

　以下のいずれかの方法によること。

（１）電子メールで，kaigo@vill.tokai.ibaraki.jp宛に，メールタイトルを「事故報告書」として，厚生労働省が定めた様式（Excelデータ）を添付して送ること。

（２）MCS（登録事業者のみ利用可能）の「つながり」から「東海村介護保険担当」を選択し，厚生労働省が定めた様式（Excelデータ）を添付して送ること。

以上